

新旧対照表

○神奈川県立山岳スポーツセンター条例施行規則（第2条関係）

新	旧
<p>(指定管理者指定申請書)</p> <p>第1条 神奈川県立山岳スポーツセンター条例（平成9年神奈川県条例第12号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定する申請書は、神奈川県立山岳スポーツセンター指定管理者指定申請書（別記様式）とする。</p> <p>第2条・第3条 （略）</p> <p>(削除)</p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第4条 条例第11条第1項の規定により利用の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間に、指定管理者に利用の申込みをしなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 研修・トレーニング室の専用利用をしようとする者及びリードウォール又はスピードウォールの利用をしようとする者 利用日の3月前の日の属する月の初日から利用日まで</p> <p>(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第5条・第6条 （略）</p> <p>(削除)</p>	<p>(指定管理者指定申請書)</p> <p>第1条 神奈川県立山岳スポーツセンター条例（平成9年神奈川県条例第12号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定する申請書は、神奈川県立山岳スポーツセンター指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。</p> <p>第2条・第3条 （略）</p> <p>(宿泊を伴う研修・トレーニング室等の開場時間)</p> <p>第4条 条例第10条第1項に規定する知事が別に定める時間は、<u>研修・トレーニング室にあつては午前9時から午後9時まで、スピードウォール及びリードウォールにあつては午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>(利用の申込み)</p> <p>第5条 条例第11条第1項の規定により利用の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間に、指定管理者に利用の申込みをしなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 研修・トレーニング室の専用利用をしようとする者及び<u>スピードウォール又はリードウォールの利用をしようとする者</u> 利用日の3月前の日の属する月の初日から利用日まで</p> <p>(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第6条・第7条 （略）</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を免除する。</p> <p>(1) <u>県の機関（県立の学校を除く。）がスポーツ行事を行うために利用するとき。</u></p> <p>(2) <u>障害者及びその付添人（障害者1人につき1人に限る。）が一般利用をするとき。</u></p> <p>(3) <u>その他知事が特に必要と認めるとき。</u></p> <p>2 <u>次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を条例別表第1に定める額の2分の1の額に減額する。</u></p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(利用料金の承認の申請)</p> <p>第7条 指定管理者は、条例第12条第2項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。</p> <p>別記様式（第1条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）（略）</p>	<p>(1) <u>県内の市町村の機関がスポーツ行事を行うために利用するとき。</u></p> <p>(2) <u>公共的団体が青少年、高齢者又は障害者を対象としたスポーツ行事を行うために利用するとき。</u></p> <p>(3) <u>県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が幼児、児童又は生徒を対象としたスポーツ行事を行うために利用するとき。</u></p> <p>(4) <u>障害者が専用利用をするとき。</u></p> <p>(5) <u>その他知事が必要と認めるとき。</u></p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を条例別表第1に定める額の5分の4の額に減額する。</p> <p>(1) <u>スポーツ団体が県民を対象としたスポーツ行事を行うために利用するとき。</u></p> <p>(2) <u>県内の大学が学生を対象としたスポーツ行事を行うために利用するとき。</u></p> <p>(3) <u>その他知事が必要と認めるとき。</u></p> <p>(使用料の減免申請)</p> <p>第9条 <u>使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（第2号様式）により知事に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規定による申請があった場合において、その減免を承認するときは減免承認書により、その減免を承認しないときはその旨を申請者に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の規定により使用料の免除を受けようとする者は、免除を受けようとする理由を確認するために必要な書類で知事が定めるものを知事に提出し、又は提示しなければならない。</u></p> <p>(使用料の還付の手続)</p> <p>第10条 <u>条例第14条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（第3号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(利用料金の承認の申請)</p> <p>第11条 指定管理者は、条例第15条第2項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。</p> <p>第1号様式（第1条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）（略）</p>

新	旧
(削除)	第 2 号様式 (略)
(削除)	第 3 号様式 (略)